

茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定について

○基本協定書概要

項目	概要
第1条（経営統合の目的）	本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化
第2条（定義）	経営統合の対象：水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業
第3条（経営統合の時期）	協定締結後3年程度以内
第4条（経営統合の方法）	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない）
第5条（経営の主体）	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う）
第6条（運営体制）	経営統合時は県企業局における職員採用又は市町村からの自治法派遣
第7条（資産等）	<ul style="list-style-type: none">・水道事業の用に供している資産、負債及び資本は、無償で県企業局が継承・剰余金等の資金は、事業ごとに区分管理・一般会計からの繰入金は投資・財政計画等を踏まえ継続
第8条（投資及び財政に関する計画の策定及び執行義務）	<ul style="list-style-type: none">・市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表・投資・財政計画策定時の県の同意・法定協議会の承認及び計画の着実な実行
第9条（広域的連携等推進協議会）	水道事業の経営統合に向けた検討を行うための組織として、基本協定を締結した市町村長等を構成員として設置
第10条（経営統合後の経営戦略）	県企業局は、法定協議会における協議結果を尊重し、経営統合後の経営戦略を策定